

全国植樹祭開催準備費（一部森林環境税事業）

令和8年春に開催予定の第76回全国植樹祭について、式典や植樹行事などの具体的な内容を検討するため、実行委員会等の開催や基本計画の作成、広報活動等を行い、全国植樹祭に向けた準備を行います。

1 ポイント

県民共有の財産である森林の重要性や木材利用の意義に対する理解を深めるため、第76回全国植樹祭の開催理念や事業の展開について、広く普及・浸透を図るとともに、県内各地での植樹イベントや苗木のホームステイ（育成体験）等を実施し、県民参加による森づくりを推進します。

2 事業内容

本県では、令和8年に第76回全国植樹祭の開催が決定したことから、令和5年度は、実行委員会を設立し、式典や植樹行事、広報などの骨子を定める「基本計画」の検討を開始したほか、植樹樹種や大会テーマ、シンボルマークの決定、開催に向けた広報・PR活動等を実施しました。

○事業内容

項目	概要
(1) 会議の開催	実行委員会、幹事会、専門委員会の開催
(2) 基本計画の作成	「基本計画」の作成委託業務
(3) 広報・PR	①苗木のホームステイ(育成体験)
	②HP 開設
	③大会 PR

3 令和5年度実績額

(1) 実績額 13,118 千円（全体事業費 15,128 千円）

(2) 実施状況



<<大会テーマ>>

「育てるけん 伊予の国から 緑の宝」

<<シンボルマーク>>



第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会 設立総会 (R5. 8. 25)

4 事業期間 令和4年度 ～ 令和6年度

5 全体計画

事業内容		R2	R3	R4	R5	R6	計
計画	森とふれあう活動への参加人数	—	—	3.8万人	3.9万人	4.0万人	11.7万人
	事業費	—	—	1,842千円	15,194千円	65,080千円	82,116千円
	うち森林環境税	—	—	0千円	13,118千円	35,607千円	48,725千円
実績	森とふれあう活動への参加人数	—	—	49,874人	44,224人		
	事業費	—	—	1,374千円	15,128千円		
	うち森林環境税	—	—	0千円	13,118千円		
実施箇所		—	—	県内	県内	県内	県内

② えひめ森林公園整備事業（一部森林環境税事業）

全国植樹祭の関連事業の会場として、認知度向上と全国行事招致を見据え、豊富な自然の中で多様な森林体験ができる施設を目指して、木製遊具等の施設や野外イベント会場等を整備するとともに、情報発信の強化や森林体験イベントの拡充などに取り組みます。

1 ポイント

えひめ森林公園は、施設の老朽化や入場者数が伸び悩んでいる現状を踏まえ、全国植樹祭を契機とした魅力向上に向けた取り組みをハード・ソフト対策の両面から一体的に整備し、さらなる誘客促進を図る。

2 事業内容

(1) 施設整備

野外イベント広場の造成やキャンプサイトの拡張、管理棟及び炊事棟の改修を行うとともに、木製ドームテントや幼児用木製遊具等の整備を行った。

(2) ソフト対策

①情報発信の強化

園内の情報発信を強化し、認知度向上を図るために、えひめ森林公園 HP や Instagram 等を用いた情報発信を行った。

②アウトドア婚活イベントの開催

アウトドアクッキングや木工体験を通じた出会いイベントを1回開催した。

③ESDプログラムの実施

えひめ森林公園 ESD 教材を活用して、児童及び指導員向けのプログラムを実施した。

児童向け 2回（伊予小学校・翠小学校）

指導者向け 1回（えひめ森の案内人会）

3 令和5年度実績

(1) 実績額 85,858 千円（全体事業費 119,776 千円）

(2) 実施状況



キャンプ場



ESDプログラムの様子

4 事業期間 令和3年度 ～令和6年度

5 全体計画

事業内容		R2	R3	R4	R5	R6	計
計画	来園者数	10万人	10万人	11万人	12万人	13万人	56万人
	Instagram フォロワー数	-	500人	1,100人	1,300人	1,500人	1,500人
	事業費	3,713千円	18,065千円	115,521千円	125,897千円	13,756千円	229,720千円
	うち森林環境税	3,713千円	18,065千円	115,521千円	86,900千円	11,539千円	229,720千円
実績	来園者数	6.4万人	6.0万人	7.4万人	8.7万人		
	Instagram フォロワー数	-	966人	1,104人	1,906人		
	事業費	2,159千円	17,767千円	113,914千円	119,776千円		
	うち森林環境税	2,159千円	17,767千円	113,914千円	85,858千円		
実施箇所		県内	県内	県内	県内	県内	県内

※令和2年度は「えひめ森林公園魅力向上検討事業」により実施。

令和6年度は「えひめ森林公園魅力発信事業」により実施。

資料編

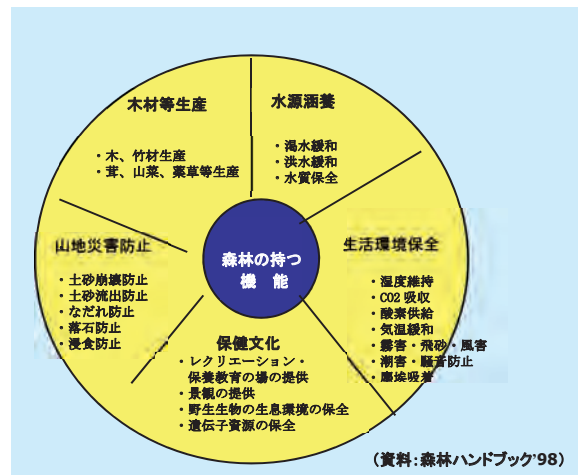
愛媛の森林・林業と森林環境税

1 森林の働き

(1) 森林の持つ機能の種類

森林は、土砂の流出や崩壊を防ぐ機能、洪水や渇水を緩和する機能、風害や潮害を防ぐ機能、騒音や気候を緩和する機能、安らぎや憩いの場、教育的利用の場を提供するなどの保健・文化・教育的な機能、再生可能で環境に与える負荷も少ない木材の生産機能などを有しており、有形・無形に古くから私達の生活と深く関わっています。

特に最近では、地球温暖化防止に寄与する二酸化炭素を吸収・貯蔵する機能や多種多様な動植物の生息・生育の場を提供する生物多様性を保全する機能についても国際的に関心が高まりつつあるなど、森林に対する期待は多様化・高度化してきています。



(2) 森林の機能の評価

森林の機能については、本来、そのすべてを数値で評価することは不可能とされていますが、金額に置き換えることが可能な一部の公益的機能については、平成12年9月に林野庁から74兆9,900億とその評価額が公表されており、同じように愛媛県内の森林に置き換え算定したところ、1兆1,267億円となっています。

また、平成13年11月に日本学術会議が農林水産大臣に答申した「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価」では、年約70兆円と算定されています。

ただし、「森林の機能は総合的に発揮されるため、森林の価値を個々に評価し、単純に集計することは、森林の本質を正しく伝えられない可能性がある」こと、また「ひとつの機能を評価した場合、それ以外の機能が無視される傾向がある」ことなどに注意する必要があるとしています。



評価額は、平成12年度に林野庁で実施した評価手法を用いて試算したものです。

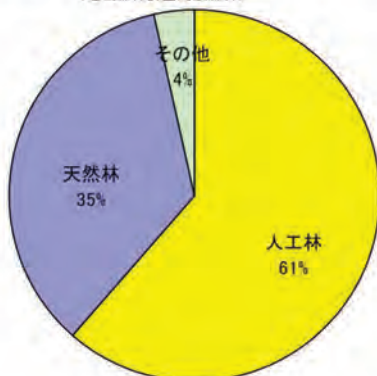
2 愛媛の森林・林業の現状

(1) 愛媛の森林の特徴

愛媛の森林面積は、令和5年度末現在、県総土地面積567,589haの71%に当たる400,892haとなっており、うち民有林面積の占める割合が90%、残り10%を国有林が占めています。民有林における人工林率は、戦後の積極的な植林によって63%（220,858ha）となっており、その内訳はスギ48%（105,477ha）、ヒノキ49%（108,219ha）、マツその他3%（7,162ha）となっています。

また、県内の森林から伐り出されている素材の生産量は、令和5年末現在で600千m³で全国第12位となっています。

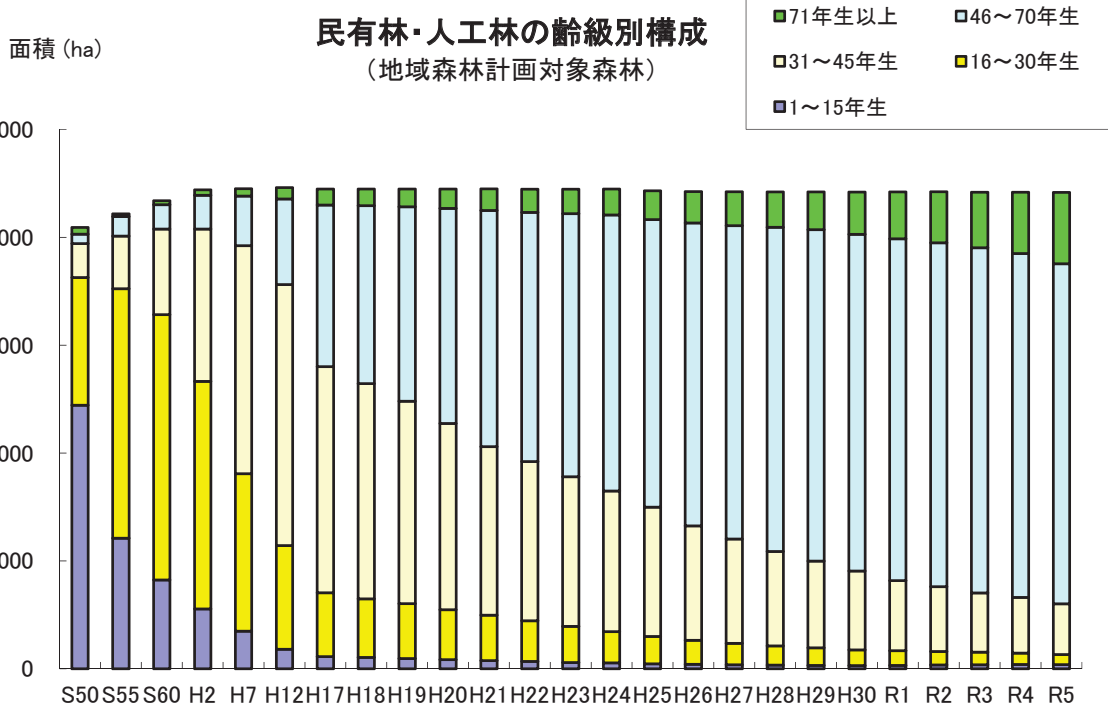
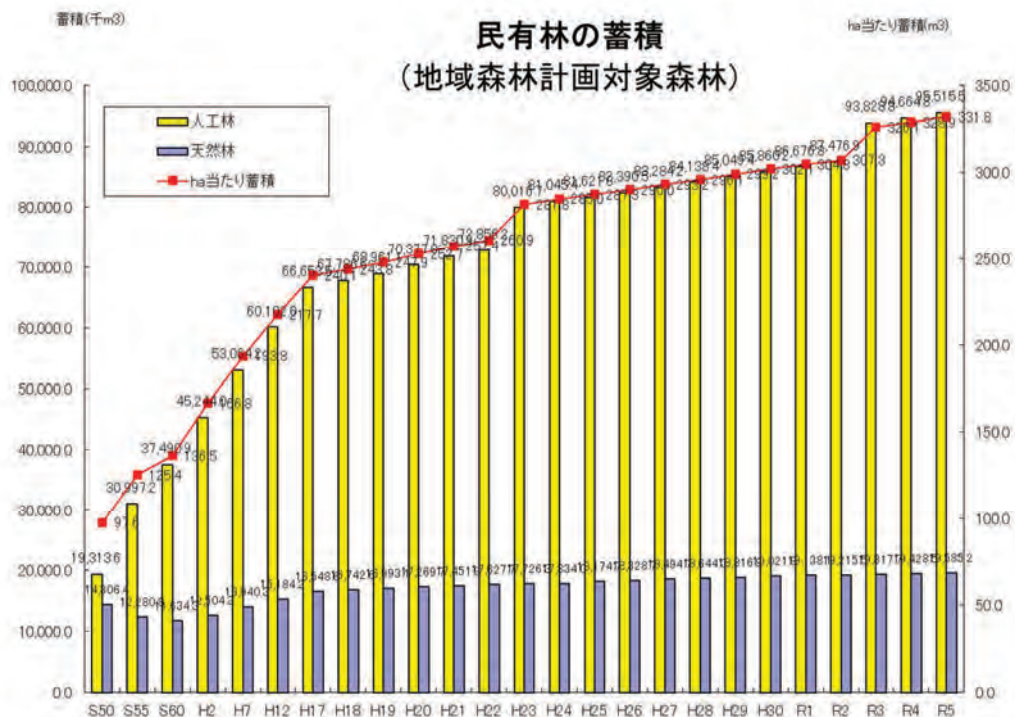
民有林の人工林と天然林等の割合(R05)
(地域森林計画対象森林)



スギ	: 105,477ha	48%
ヒノキ	: 108,219ha	49%
マツその他	: 7,163ha	3%

(2) 愛媛の森林の変遷

次に時系列で愛媛の森林の概要を見ると、令和5年の民有林森林面積は昭和50年の359,611haに対して359,559haと横ばいであるが、森林の蓄積（立木の体積）は、昭和50年の約3,362万m³に対して令和5年には1億1,510万m³と約3.4倍に増加しています。このうち、人工林では植林による面積の増加や間伐などの保育作業の実施による植栽木の成長により蓄積は4.9倍に増加しています。この人工林の年齢構成を年齢別に見ると、昭和20年代から50年代に植えられた充実期を迎えた46年～70年生の森林が157,658haと最も多く、また、除伐や間伐が必要な16年～45年生の森林が人工林面積の13%（28,133ha）を占めています。



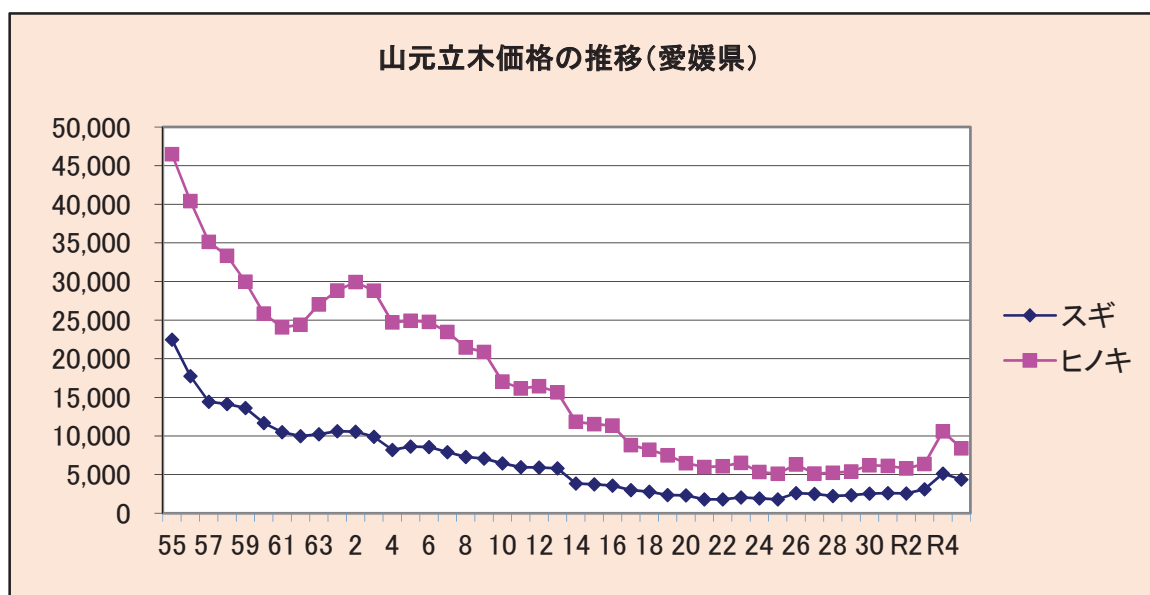
(3) 森林・林業を取り巻く状況

人工林の拡大は、昭和 30 年代における豊富な農山村の労働力等に支えられ、全国的な広がりを見せましたが、高度経済成長期に増加した急激な木材需要に応じるには、当時は若齢であり、利用可能な人工林が少なかったことなどから、外国産材の輸入が行われるようになりました。

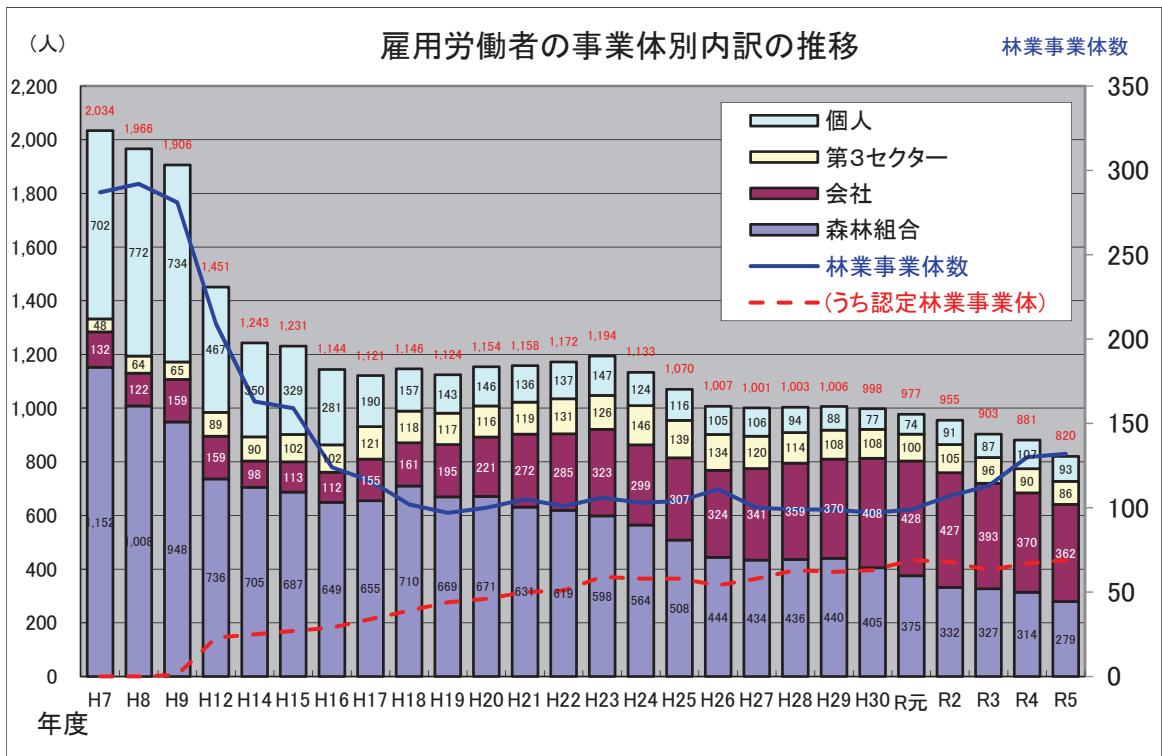
このため、現在は、若干回復傾向にはありますが、ピーク時では 8 割強を外国産材に頼ってきたとります。また、農山村から都会への人口流出、更には木材を代替する建築資材の台頭や住宅着工戸数の減少などの社会的要因とともに、木材生産に欠かせない林道等の基盤整備、機械化の遅れ、木材価格の下落等により、木材生産の採算が合わない厳しい状況が続いております。このような理由から、造成された人工林も次第に管理不足や放置されるようになってきており、人工林は今、活力を失いつつあります。



これらの森林を守ってきた林家の林業経営状況等を見ると、県内の山元立木価格は、スギ・ヒノキともにピーク時だった昭和 55 年以降ずっと下落しており、1m³（柱に加工される長さ 3m の丸太では 20 本程度）当たりの立木価格は令和 5 年度でスギ約 4,400 円、ヒノキ約 8,400 円程度と、昭和 50 年のスギ約 20,500 円、ヒノキ約 36,700 円に比べてそれぞれ 21%、23%にまで下落しています。昭和 50 年当時の物価水準を考えると価格の低下は著しいものと言わざるを得ません。



一方、林家と共に林業の担い手である県内の林業事業者（森林組合・会社・第3セクター・個人）の数及び雇用労働者数は、平成7年には287事業者（1事業者当たり平均雇用労働者数7.1人）、2,034人が、令和5年には132事業者（1事業者当たり平均雇用労働者数6.2人）、820人にまで減少しています。



3 森林環境税の導入

森林は、県土の保全や山地災害の防止、水資源のかん養など多様な機能を有しており、これらの機能の健全な発揮に対する県民の期待は一層高まるとともに、地球温暖化問題や自然との共生のあり方への関心の高まりを背景として、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全機能や保健文化的利用の場の提供など、森林の多面的機能の発揮がより一層求められています。

森林を有する多くの山村地域においては、林業という生業を通じて森林整備を推進するとともに、雇用の場の確保が図られ、地域の活性化に大きく寄与してきましたが、外材輸入、木材価格の低迷、さらには、過疎・高齢化により、森林整備を担ってきた多くの山村集落は限界集落への道を辿りつつあり、健全な山村社会を形成するためには、将来にわたり持続的に森林を維持・管理する担い手の確保や林業の振興が急務となっています。

このため、愛媛県では、平成13年を「森林そ生元年」と位置付け、森林の環境資源としての役割を重視し、多様な森林づくりと県産材の利用促進に取り組み、さらに平成17年度からは、それまでの「森林そ生対策」をさらに進め、県民共有の財産である森林を「県民全体」で守り育てていくため、県民参加による「森林環境の保全」と「森林と共生する文化の創造」を目的とする森林環境税を導入しました。

第1期森林環境税（H17～H21年度の5カ年間）では、

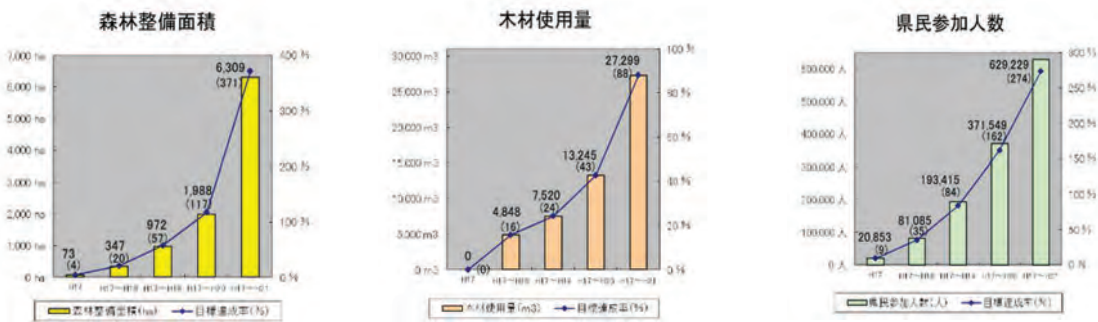
○すべての県民の参加によって

○森林を守り、健全に育つことができるよう手助けし

○その働きをすべての県民が理解し、かつ主体的に享受する

として、県民参加の森林づくりをテーマに「森をつくる」「木をつかう」「森とくらす」ための具体的な取り組みを推進し、第1期が終了した平成21年度末には、3つの成果指標に対して、6,309haの森林整備、約27,000m³の木材使用、約629,000人の県民参加など目標を大きく上回る成果を残すことができました。

【第1期森林環境税を活用した事業の成果指標と目標値（H17～H21の5カ年間）】



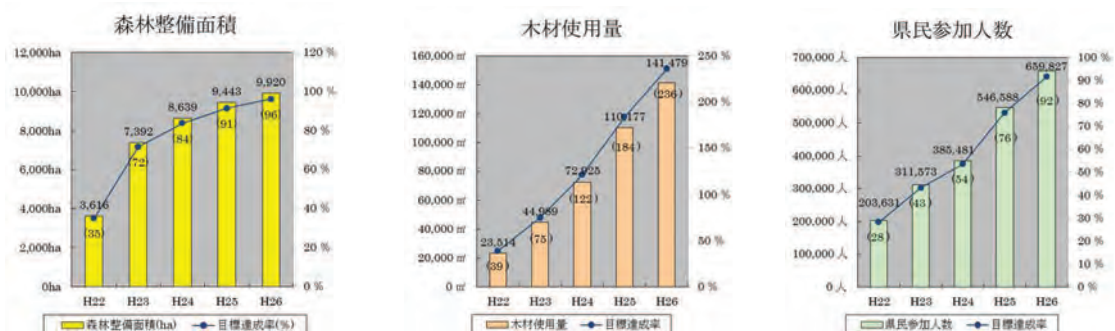
また、第2期森林環境（H22～H26年度の5カ年間）では、未だ整備されていない森林が多く存在している状況であることから、

○県民参加のもと森林整備の拡大と加速化を進める

○森林資源の徹底した活用により、森林整備の担い手である林業の再生を図る

として、第1期と同様、「森をつくる」「木をつかう」「森とくらす」に区分して取り組みを推進し、第2期が終了した平成26年度末には、3つの成果目標に対して、9,920haの森林整備、約140,000m³の木材使用、約660,000人の県民参加の実績となり目標を概ね達成することができました。

【第2期森林環境税を活用した事業の成果指標と目標値（H22～H26の5カ年間）】



さらに、第3期森林環境税（H27～R元年度の5カ年間）では引き続き、

○県民参加のもと森林整備の拡大と加速化を進めるとともに、獣害対策にも重点を置く

○森林資源の徹底した活用により、森林整備の担い手である林業の再生を図る

として、第1期、第2期と同様、「森をつくる」「木をつかう」「森とくらす」に区分して取り組みを推進し、第3期が終了した令和元年度末には、3つの成果目標に対して、7,461haの森林整備、

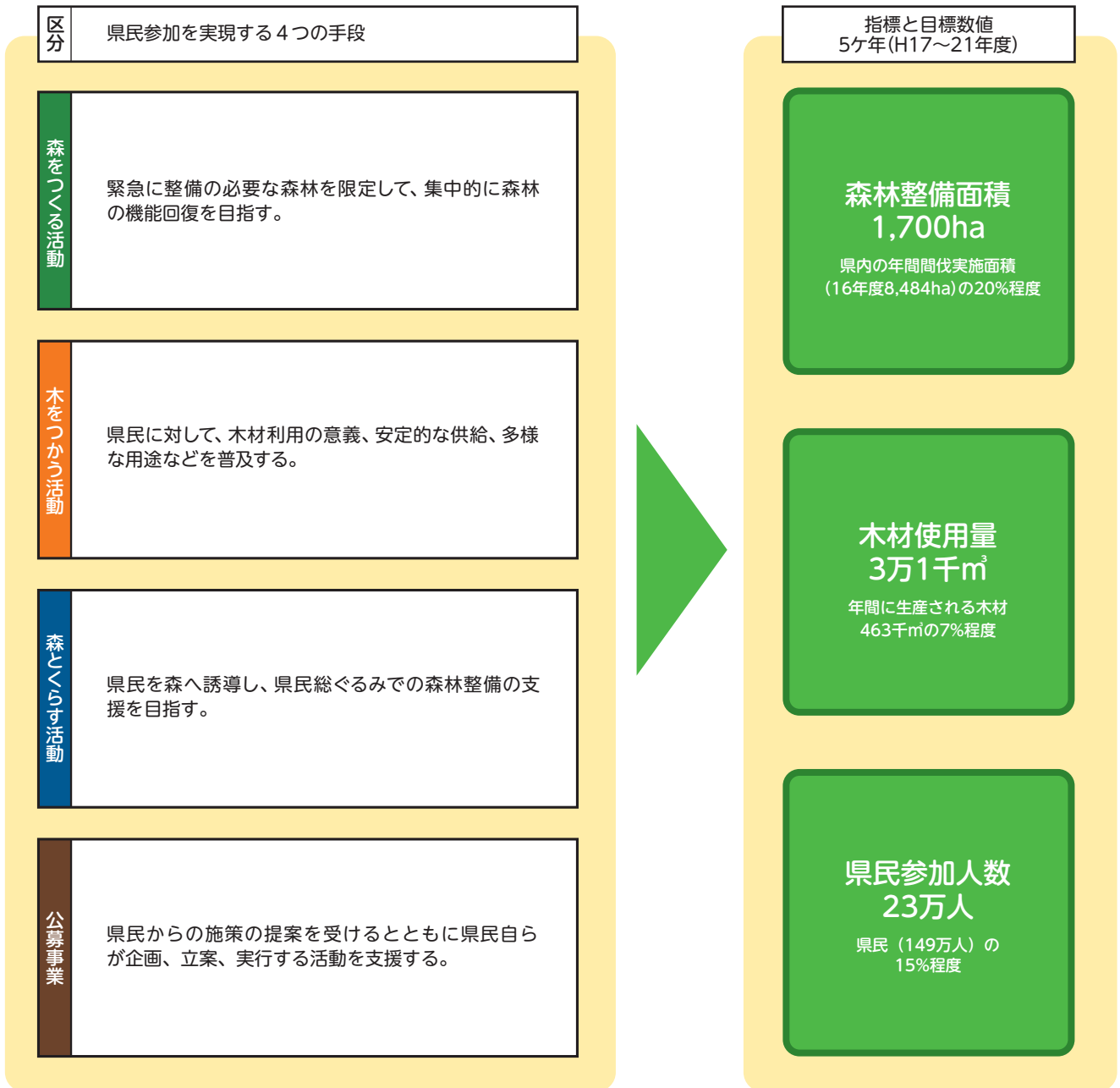
約 480,000m³ の木材使用、約 1,030,000 人の県民参加の実績となり目標を概ね達成することができました。

【第3期森林環境税を活用した事業の成果指標と目標値（H27～R元の5カ年間）】



第1期森林環境税の目標と実績

I 第1期森林環境税の事業目標

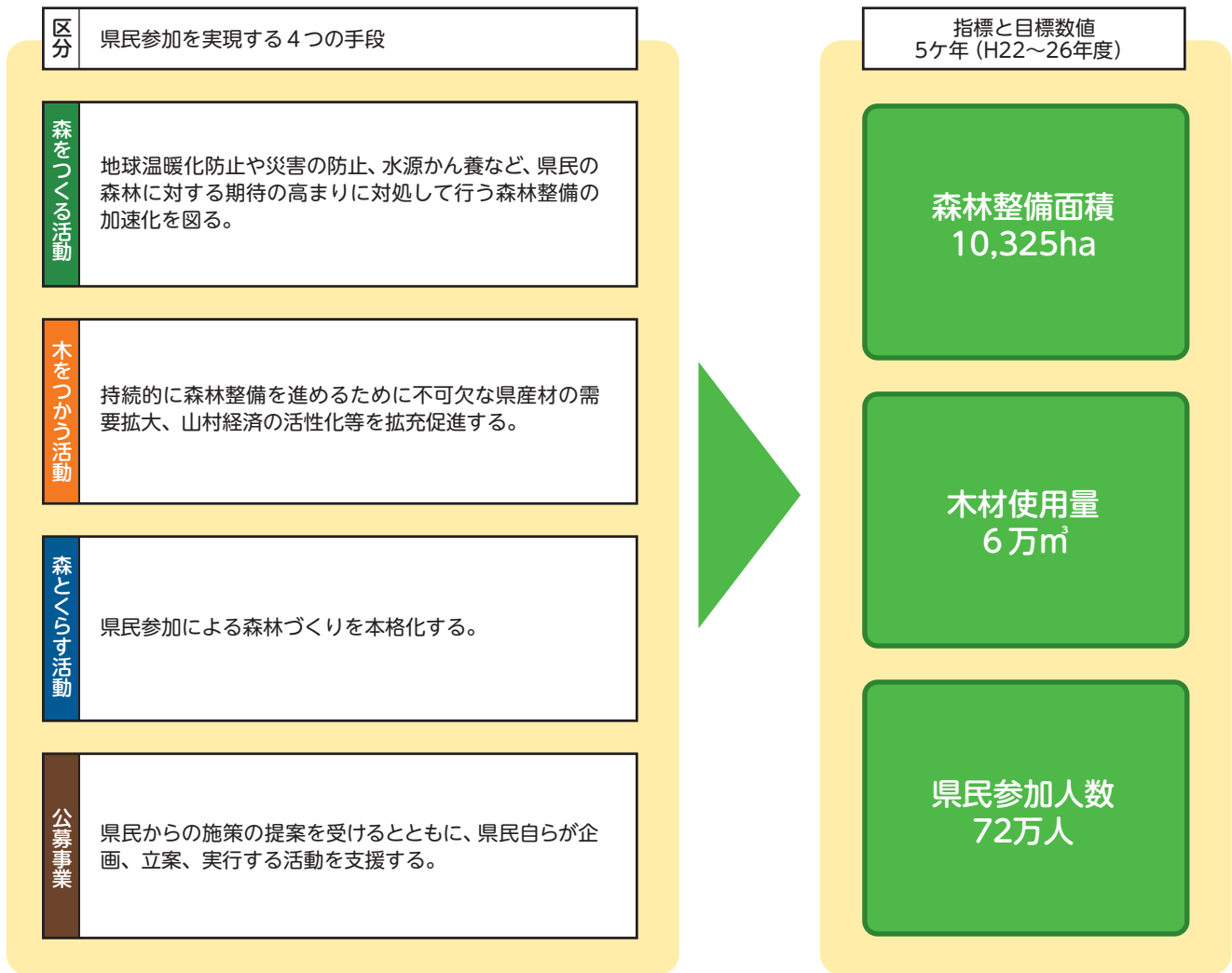


II 第1期森林環境税の事業実績

目標項目	目標数値	実績							備考	
		H17	H18	H19	H20	H21	計	達成率(%)		
森林整備面積(ha)	1,700	73	274	625	1,016	4,321	6,309	371		
木材使用量(m³)	31,000	-	4,848	2,672	5,725	14,054	27,299	88	H18開始	
県民参加人数(人)	230,000	20,853	60,232	112,330	178,134	257,680	629,229	274		
内訳	木とふれあう人数	112,000	9,659	43,282	88,432	97,916	203,176	442,465	395	
	森と交流する人数	78,000	2,430	3,355	8,838	63,228	36,383	114,234	146	
	公募事業に参加する人数	40,000	8,764	13,595	15,060	16,990	18,121	72,530	181	

第2期森林環境税の目標と実績

I 第2期森林環境税の事業目標

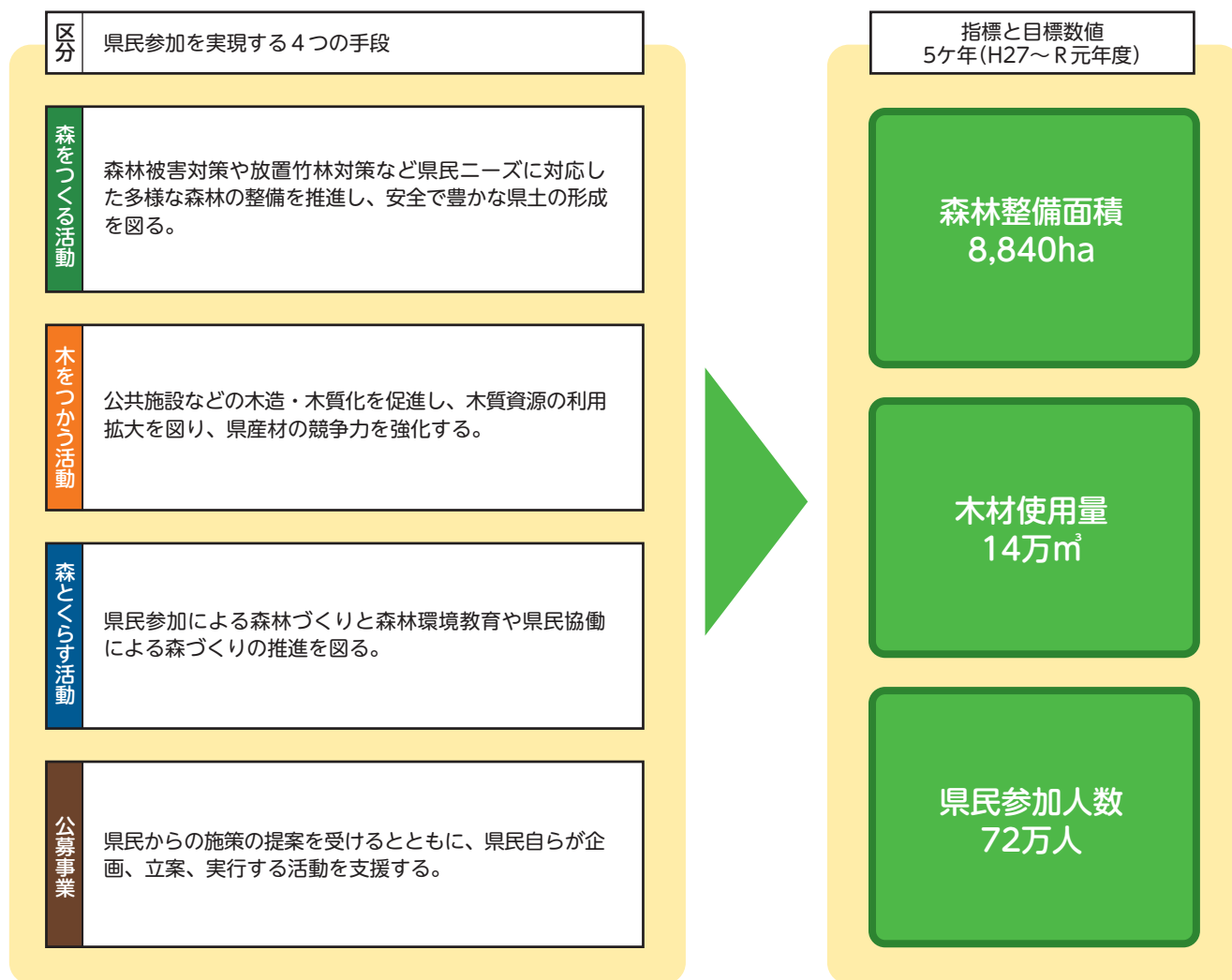


II 第2期森林環境税の事業実績

目標項目	目標数値	実績							
		H22	H23	H24	H25	H26	計	達成率(%)	
森林整備面積(ha)	10,325	3,616	3,776	1,247	804	477	9,920	96	
木材使用量(m ³)	60,000	23,514	21,475	27,936	37,252	31,302	141,479	236	
県民参加人数(人)	720,000	203,631	107,942	73,908	161,107	113,239	659,827	92	
内訳	木とふれあう人数	400,000	161,312	62,501	42,869	132,509	81,440	480,631	120
	森と交流する人数	250,000	27,984	34,266	20,851	17,989	21,259	122,349	49
	公募事業に参加する人数	70,000	14,335	11,175	10,188	10,609	10,540	56,847	81

第3期森林環境税の目標と実績

I 第3期森林環境税の事業目標



II 第3期森林環境税の事業実績

目標項目	目標数値	実績							
		H27	H28	H29	H30	R1	計	達成率(%)	
森林整備面積(ha)	8,840	1,487	1,460	1,470	1,508	1,536	7,461	84	
木材使用量(m ³)	140,000	55,172	73,216	100,030	120,928	136,802	486,148	347	
県民参加人数(人)	720,000	124,623	129,728	136,869	127,186	512,355	1,030,761	143	
内訳	木とふれあう人数	400,000	72,762	73,929	86,662	58,630	428,875	720,858	180
	森と交流する人数	250,000	40,273	44,905	38,702	56,476	41,202	221,558	89
	公営事業に参加する人数	70,000	11,588	10,894	11,505	12,080	42,278	88,345	126

改正

平成17年7月19日条例第46号
平成20年4月30日条例第42号
平成21年12月18日条例第65号
平成22年6月29日条例第32号
平成24年3月27日条例第9号
平成26年12月24日条例第49号
令和元年7月9日条例第2号
令和元年12月20日条例第20号

愛媛県森林環境税条例を次のように公布する。

愛媛県森林環境税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源を確保するために森林環境税を課するため、県民税の均等割の税率に関し、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）の特例を定めるものとする。

(賦課徴収)

第2条 森林環境税は、次条の規定により個人の県民税の均等割の税率に加算し、及び第4条の規定により法人の県民税の均等割の税率に加算して賦課徴収する。

一部改正〔平成20年条例42号〕

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成17年度から平成25年度まで及び令和6年度の各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に700円を加算した額とする。

2 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号及び附則第4条の2の規定にかかわらず、同条に定める額に700円を加算した額とする。

一部改正〔平成21年条例65号・24年9号・26年49号・令和元年2号・20号〕

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第4条 平成17年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は当該期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額に、当該額に100分の7を乗じて得た額を加算した額とする。

一部改正〔平成20年条例42号・21年65号・22年32号・26年49号・令和元年2号・20号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

一部改正〔平成17年条例46号〕

(経過措置)

2 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成16年愛媛県条例第26号）附則第8項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に200円」とする。

一部改正〔平成17年条例46号〕

3 平成18年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17

年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第46号）附則第3項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に100円」とする。

追加〔平成17年条例46号〕

- 4 平成19年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第46号）附則第5項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に300円」とする。

追加〔平成17年条例46号〕

附 則（平成17年7月19日条例第46号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。（後略）
（県民税に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第6条の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第13条第1項の規定の適用については、同項第1号中「1,000円」とあるのは、「300円」とする。
- 4 県は、平成18年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割（新条例第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第16条を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第46号）附則第4項」とする。
- 5 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第13条第1項の規定の適用については、同項第1号中「1,000円」とあるのは、「600円」とする。
- 6 県は、平成19年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割（新条例第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第16条を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第46号）附則第6項」とする。

附 則（平成20年4月30日条例第42号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月18日条例第65号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の愛媛県森林環境税条例（以下「新条例」という。）第3条の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税の均等割の税率について適用し、平成21年度分までの個人の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。
- 3 新条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度及び連結事業年度並びに同日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率について適用し、同日前に開始した事業年度及び連結事業年度並びに同日前の同号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月29日条例第32号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第9号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成26年12月24日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月9日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

愛媛県森林環境保全基金条例

平成16年12月24日
条例第50号

愛媛県森林環境保全基金条例を次のように公布する。

愛媛県森林環境保全基金条例

(設置)

第1条 水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策を推進するため、森林環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、愛媛県森林環境税条例（平成16年愛媛県条例第46号）の規定による森林環境税の収入額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除した額で一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費並びに基金の管理及び運営に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(愛媛県森林環境保全基金運営委員会)

第7条 第5条に規定する事業に関する事項その他基金に関する事項を調査審議させる等のため、愛媛県森林環境保全基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

愛媛県森林環境保全基金運営委員会委員名簿

任期 [令和5年 4月 1日
令和7年 3月31日

職種	現職	氏名	備考
一般県民 (公募)	石丸真智子建築設計室 代表	イシマル マチコ 石丸 真智子	
漁業関係者	愛媛県漁協女性部連合会 副会長	ウサ ヒサコ 宇佐 久子	
消費者代表	愛媛県農山漁村生活研究協議会 会長	オノヤマ カリ 小野山 かをり	
福祉関係者	愛媛大学教育学部 准教授	カワセ クミコ 川瀬 久美子	
林業関係者	愛媛県林業研究グループ連絡協議会 会長	キクチ シュンイチロウ 菊池 俊一郎	
木材関係者	愛媛木材青年協議会 元会長	シモダ トモヒサ 下田 智久	
学識経験者	愛媛大学 副学長	スギモリ マサシ 杉森 正敏	
企業関係者	(一社)愛媛県建築士事務所協会 副会長	マサオカ ヒデキ 正岡 秀樹	
環境教育 関係者	愛媛県教育委員会 委員	ミネモト ヨウコ 峯本 陽子	
森林ボランティア 関係者	えひめ森の案内人会 副会長	ヨコテ ヒロコ 横手 裕子	

敬称略、五〇音順。

税制度の概要 (R2~R6)

納める方式	県民税均等割上乘せ課税方式（法定普通税）																								
納める人	県内に住所、事業所などがある個人・法人 (個人県民税及び法人県民税の均等割の納税義務者)																								
納める額	<p><個人> 年額700円 給与所得者・65歳以上の公的年金受給者は、給与・年金から「天引き」して市町に納税します。事業所得者等は、市町から送られてくる納税通知書により納税します。</p> <p><法人> 県民税均等割標準税率の7%相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">資本金等の金額の区分</th> <th style="width: 15%;">標準税率①</th> <th style="width: 15%;">森林環境税額②</th> <th style="width: 40%;">納税額(①+②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>56,000円</td> <td>856,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>37,800円</td> <td>577,800円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>9,100円</td> <td>139,100円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>3,500円</td> <td>53,500円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>20,000円</td> <td>1,400円</td> <td>21,400円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の金額の区分	標準税率①	森林環境税額②	納税額(①+②)	50億円超	800,000円	56,000円	856,000円	10億円超50億円以下	540,000円	37,800円	577,800円	1億円超10億円以下	130,000円	9,100円	139,100円	1,000万円超1億円以下	50,000円	3,500円	53,500円	上記以外	20,000円	1,400円	21,400円
資本金等の金額の区分	標準税率①	森林環境税額②	納税額(①+②)																						
50億円超	800,000円	56,000円	856,000円																						
10億円超50億円以下	540,000円	37,800円	577,800円																						
1億円超10億円以下	130,000円	9,100円	139,100円																						
1,000万円超1億円以下	50,000円	3,500円	53,500円																						
上記以外	20,000円	1,400円	21,400円																						
納める方法	<p>個人県民税は市町が給与所得者は特別徴収、事業所得者等は普通徴収、法人県民税は法人が県に申告納付します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p><個人の場合></p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><法人の場合></p> </div> </div>																								
税収の管理	森林環境税は普通税として徴収しますが、その目的を明確にするため、基金に積み立て、基金運営委員会を設置することにより適正に管理します。																								
実施期間	実施期間は5年間とし、期間満了時に見直し・検討を行います。																								

..... お問い合わせ
.....

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 愛媛県庁
農林水産部森林局森林整備課保護緑化係
 TEL 089-912-2597 FAX 089-912-2594

みんなの力で
元気もりもり

〒791-0212 東温市田窪743
森の交流センター
 TEL 089-990-7017 FAX 089-990-7073



この紙には間伐材が使われています。